

2016年7月4日

特定非営利活動法人日本胸部外科学会

理事長 大北 裕 先生

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

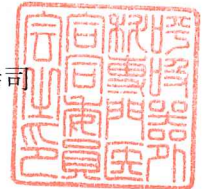
ご照会いただいた「呼吸器外科専門医認定に際しての地方会クレジット」に関しまして、先日の貴会理事会で呼吸器外科専門医制度施行細則【別添資料】の改正をご承認いただきありがとうございました。地方会発表につきましては、今後、施行細則に基づき執り行って参ります。

教育研修につきましては、新たな専門医制度では、1) 医療安全に関するもの、2) 感染対策に関するもの、3) 医療倫理に関する教育研修実績が必須化されることに準拠して、これまでの1)に加え2)、3)の研修はクレジットといたしますので、地方会に1)～3)の研修をプログラムに加えていただけると幸いです。講習会の所要時間は1時間のものが認定されることになっていきますので、ご留意お願い申し上げます。

なお、医療安全に関するものは、現行の呼吸器外科専門医制度においても有効となります。

謹白

呼吸器外科専門医合同委員会委員長 千原幸司



呼吸器外科専門医合同委員会・京都
特定非営利活動法人 日本呼吸器外科学会内
京都市中京区御池通高倉西入高宮町 200
千代田生命京都御池ビル 3 F 〒604-0835
TEL : 075-254-0545
E-mail : jacs-soc@umin.ac.jp

呼吸器外科専門医合同委員会報告

委員長 千原 幸司

1. 新規申請の業績・学会発表に地方会での発表を追加する件について

【修正版】呼吸器外科専門医制度施行細則改正案

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">第1章 専門医の申請</p> <p>第1条（専門医新規申請） 専門医の新規認定を申請する者（以下、新規申請者と略記）は、呼吸器外科専門医合同委員会（以下、委員会という）オンラインシステムにて申請後、様式を出力し、次の各号に定めるすべての書類を添えて委員会（日本呼吸器外科学会事務局（京都））に申請する。</p> <p>6. 初回申請に必要な業績と研修実績一覧表〔様式4〕</p> <p>①論文・著書：3編以上の内、筆頭著者論文1編以上を含む 但し、論文は査読制度のある全国誌以上とする</p> <p>②学会発表：全国規模の学会において筆頭で5回以上（少なくとも1回は日本呼吸器外科学会総会又は日本胸部外科学会定期学術集会で発表）</p> <p>③学会参加：日本呼吸器外科学会総会又は日本胸部外科学会学術集회에計5回以上参加していること</p> <p>④日本呼吸器外科学会呼吸器外科セミナー、あるいは日本胸部外科学会Postgraduate Course（呼吸器外科向けのプログラムの受講を対象とする）に計2回以上参加していること</p> <p>⑤胸腔鏡セミナー参加：呼吸器外科胸腔鏡教育セミナーに1回以上参加していること 但し、平成28年8月までに日本呼吸</p>	<p style="text-align: center;">第1章 専門医の申請</p> <p>第1条（専門医新規申請） 同左</p> <p>6. 同左 ①同左</p> <p>②学会発表：全国規模の学会<u>または地方会</u>において筆頭で<u>5単位以上必要。（全国規模の学会を1単位、地方会を0.5単位とする。）</u> <u>全国規模の学会は3単位以上必要とし、その内、少なくとも1単位は日本呼吸器外科学会総会又は日本胸部外科学会定期学術集会でなければならない。地方会は2単位までとし、詳細は別に定める。</u></p> <p>③同左</p> <p>④同左</p> <p>⑤同左</p>

<p>器外科学会の認める全国あるいは地方開催の当該セミナーないし講習会に2回以上参加している場合はこれと同等とする</p> <p>⑥医療安全などに関する研修を2回以上受けていること（この研修は学会、医師会あるいは各施設などの主催であってもよいが参加を証明できる書類が必要である）</p>	<p>⑥同左</p>
<p>第2条（専門医更新申請） 専門医の更新認定を申請する者（以下、更新申請者と略記）は次の各号に定める総ての資格を具えていなければならない。但し、呼吸器外科専門医制度規則第8条2項に係る者については委員会がその職務と機関を判定し、当該期間を除いた連続5年間で次の各号に定めるすべての資格を具えていなければならない。</p> <p>1. 基礎条件</p> <p>①日本呼吸器外科学会および日本胸部外科学会の会員であること。</p> <p>②呼吸器外科専門医であり、かつ外科専門医であること。</p> <p>③5年間に日本呼吸器外科学会総会又は日本胸部外科学会定期学術集会又は、日本呼吸器外科学会呼吸器外科セミナー又は日本胸部外科学会 Postgraduate Course（呼吸器外科向けのプログラムの受講を対象とする）に合計4回以上参加し、かつ日本外科学会定期学術集会に1回以上参加していること。</p> <p>④医療安全などに関する研修を5年間に2回以上受けていること。（この研修は学会、医師会あるいは施設などの主催であってもよいが参加を証明できる書類が必要である）</p> <p>⑤5年間に術者又は助手として100例以上の手術経験を有すること。</p> <p>⑥5年間に2編の論文を出版されていること（筆頭者でも共著者でもよい） *論文については査読制度のある全国誌以上とする</p> <p>2. 単位条件：基礎条件の他に5年間に20単位以上の手術件数および／または論文、学会発表などをおこなっていること</p>	<p>第2条（専門医更新申請） 同左</p> <p>1. 基礎条件</p> <p>①同左</p> <p>②同左</p> <p>③同左</p> <p>④同左</p> <p>⑤同左</p> <p>⑥同左</p> <p>2. 同左</p>

但し、

- ①手術5件=1単位(術者又は助手として)
- ②論文1編=5単位(筆頭者, 共著者を問わない)
- ③日本呼吸器外科学会, 日本胸部外科学会ならびに関連学会に於ける全国規模の学術集会での呼吸器・呼吸器外科に関する発表1回=1単位(演者, 共同演者を問わない)
- ④日本呼吸器外科学会, 日本胸部外科学会ならびに関連学会に於ける全国規模の学術集会での呼吸器・呼吸器外科に関する座長1回=1単位
- ⑤呼吸器外科胸腔鏡セミナーの講師1回=1単位
呼吸器外科胸腔鏡教育セミナーの講師1回=1単位
胸腔鏡手術地域セミナーの講師1回=0.5単位
- ⑥呼吸器外科手術手技アドバンストセミナーの講師, 受講者1回=1単位

①同左

②同左

③日本呼吸器外科学会, 日本胸部外科学会ならびに関連学会に於ける全国規模の学会での呼吸器・呼吸器外科に関する発表1回=1単位(演者, 共同演者を問わない)

④日本呼吸器外科学会, 日本胸部外科学会ならびに関連学会に於ける全国規模の学会での呼吸器・呼吸器外科に関する座長1回=1単位

⑤同左

⑥同左

附則

20. 呼吸器外科専門医制度施行細則第1条6②の地方会での発表について(新規申請の学会発表)

(1) 対象となる地方会での発表は卒後3年目の4月1日から呼吸器外科専門医新規申請までの期間中のものとする。

(2) 1年間に取得できる単位は最高1単位までとする。

(3) 同一学会の地方会での発表は1年間につき1回のみ単位として認めることとする。

(4) 対象となる地方会は日本胸部外科学会, 日本肺癌学会, 日本呼吸器内視鏡学会, 日本呼吸器学会とし, 2016年1月以降の地方会での発表を単位として認める。

(5) 地方会での発表の単位は2016年新規申請より適用する。

	<p><u>21. 呼吸器外科専門医新規申請および更新申請における学会発表と論文は、海外の学会および日本国内で開催された国際学会を含むこととする。但し、選定は委員会判断によるものとする。</u></p>
--	---